

○葛城市建設工事発注見通しの公表要綱

平成18年3月28日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条に基づき、市の建設工事に係る発注見通しの公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象となる建設工事は、当該年度に発注することが見込まれるもので、予定価格が400万円を超えるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(公表の内容)

第3条 公表する内容については、次のとおりとする。

- (1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

(公表の時期)

第4条 市長は、毎年度4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日）以後遅滞なく公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、第3条に掲げる事項を記載した別記様式により、総務部管財課及び市のホームページにおいて閲覧により公表するものとする。

(公表の期間)

第6条 閲覧期間は、当該年度の3月31日までとする。

(公表の見直し)

第7条 市長は、7月1日、10月1日及び1月1日を目途として、第3条の規定により公表した発注見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

2 前項の公表方法等については、前2条の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第21号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第108号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第231号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第44号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第143号）

この告示は、公布の日から施行する。